

日本医労連 2018 年度院内保育所実態調査結果

日本医労連は、毎年「院内保育所実態調査」を行っている。今回 40 都道府県 139 施設から集約した結果（回収率約 31.0%）をまとめたので報告し、より良い保育の実現と、院内保育士の処遇改善に活かす。

◆院内保育の企業委託が進んでいる

院内保育所の設置主体は病院が 83.5%（昨年 76.0%）と最も多いが、運営主体別にみると 46.8%（昨年 33.1%）が企業委託になっている。経年的にみると「病院」運営が減少傾向であり、今回「企業」が逆転した。背景には煩雑な業務とともに、経営負担の縮小（今回調査の病院負担平均 2,233 万円、最大 7,765 万円・最小 16.3 万円）を施設側が求めた結果であると思われる。医師・看護職員などの確保策として活用される院内保育は、直営原則とし、労働者の賃金・処遇改善を図るべきである。

◆保育士の約 4 割は非正規で経験年数 3 年未満

正規 60.0%・非正規 40.0%で、保育助手や栄養士・調理師では圧倒的に非正規が多く、どの職種も長時間の開園に合わせた対応が伺えた。勤続年数をみると、5 年を境に正規保育士の割合が多くなっており、1 年未満では非正規は正規の 2 倍、非正規は 3 年未満が 40.6%と 4 割を超えている。背景には、正規職員での充足が困難な報酬体系と、低賃金・処遇の劣悪さなどから働き続けることを困難にしていることが推察される。

◆保育時間の長時間化で負担増大

通常の保育時間「10 時間以上」が 73.7%（昨年 73.3%）と依然 7 割を超え、そのうち「12 時間以上」は 2 割近くなった。前後の準備・後片付けを入れると労働時間がさらに長くなり、負担の増大が危惧される。他の開園状況は、延長保育 82.0%（昨年 73.6%）、土曜 84.2%（79.3%）、日曜 55.4%（48.8%）、夜間 40.3%（40.5%）、24 時間 29.5%（31.4%）、年末年始 37.4%（35.5%）で労働時間は長くなる一方である。また、2016 年 4 月の診療報酬改定で「看護職員夜勤配置加算」取得要件の選択肢に「夜勤時間帯を含む院内保育所を設置している」ことが入ったことで、今回 7.9%が夜間保育を開始したと回答した。このような働き方は保育所職員の負担だけでなく、利用者である労働者の安全と健康問題とともに、子どもの心身の発達から見ても早急に改善されるべきである。

◆人員不足により休憩時間も研修も参加できない

長時間化に加え、約 4 割の保育士が本来の休憩を取れておらず過酷である。休憩時間も昼寝をしている児童のそばでの休憩や、「児童と別」に取れていても半分以下の保育士が既定の時間分取れていない。また、多くの施設で気になる子へのマニュアルがない中で、人員不足により、乳児・障害児・発達障害などについての専門的な研修も受けることができない状況である。専門職としての教育・研修の保障も含め、労働条件の改善は、子どもの安全性や保育の充実から見ても急務である。

◆保育士の処遇改善で安全・安心の保育を

厚労省賃金構造基本統計調査（2018 年）での初任給の平均所定内賃金は、看護師 238,400 円（235,300 円）、保育士 193,500 円（187,600 円）、幼稚園教諭 196,100 円（192,200 円）だが、今回調査の保育士は 165,419 円（165,543 円）だった。同じ資格職比較でも 2 万 8 千円（2 万 2 千円）低い。これは、国の確保基金が他の補助金と比べて 1/5~1/6 でしかないことに影響する。待機児童問題にも対応し、ゼロ歳から学童期までの幅広い児を担当する専門分野の処遇改善と安全・安心の保育提供のために、補助金制度等の改善・拡充を求める。

院内保育所実態調査結果について

2019年10月 日本医労連保育対策委員会

「2018年度院内保育所実態調査」結果がまとまりましたので報告します。低賃金と劣悪な労働環境の中で、よりよい保育をめざして奮闘する保育士の仲間の実態改善に活かしていきたいと思えます。

* () 内数字は2017年度の結果

I. 調査概要

1. **調査目的**：院内保育所の状況を把握し、院内保育所の改善・拡充の運動に活用する。
2. **調査時期**：2019年3月1日を基本として調査。
3. **実施対象**：医労連加盟組織内にある院内保育所を中心に実施。未加盟組織にも協力頂いた。
4. **調査・集計方法**：日本医労連加盟組織を通じて送付。保育対策委員の協力も得て回収、2019年6月末までの分を集計。
5. **集約結果**：40都道府県139施設（33都道府県121施設）から集約した。未加盟施設が25施設（24施設）で、加盟組織は113施設（96施設）、無記名1施設だった。加盟単組・支部の院内保育所数は48.4%・449施設のため、回収率31.0%程度（26.9%）と考えられる。回答施設の90.6%は認可外だった。また、委託率は48.1%で、2014年以降増加傾向にある。

II. 調査結果

1. 設置主体・運営主体

院内保育所の設置主体として最も多いのは「病院」で83.5%・116施設。一方で、運営主体別に見ると「病院」は36.7%・51施設、「企業」に委託している施設は46.8%・65施設だった。委託と回答した77施設のうち、67施設が企業名を記入し、28企業に及んだ。企業名は、(株)テノ・サポート11施設、(株)アイグラン9施設、アートチャイルドケア(株)5施設、(株)プライムツーワン5施設、(社福)錦江舎4施設などだった。経年的にみると、「病院」運営が減少傾向にある（図表1）。

2. 労働条件

(1) 雇用形態

①保育士の雇用形態は正規が60.0%、非正規40.0%（うち0.7%は派遣と回答）となっている。保育助手は正規が20.5%で、栄養士・調理師では正規が34.1%。保育士以外では、圧倒的に非正規職員で構成されている。

②どの職種も、フルタイムを支えるように週労働30～40時間未満、30時間未満の職員を配置し、長時間労働に対応していることが伺えた。特に保育士では、非正規職員の41.2%が「30時間未満」労働だった。

(2) 勤続年数

①保育士の正規・非正規の勤続年数はそれぞれ、「1年未満」10.5%・20.0%、「1～3年」12.7%・20.6%、「3～5年」15.4%・22.6%、「5～10年」25.4%・20.3%、「10～20年」18.2%・10.3%、「20年以上」17.8%・6.1%だった。1年未満をみると、非正規は正規の2倍となっており、非正規は3年未満までで40.6%と4割を超えている（図表2）。

②非正規のみをみると、保育助手では「5年未満」77.4%と8割近く、栄養士・調理師で69.4%と7割近くとなっている。

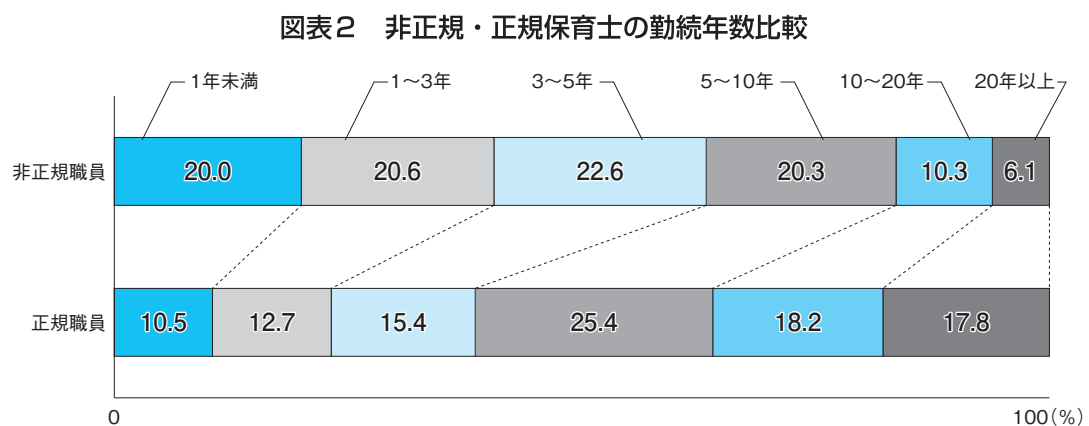
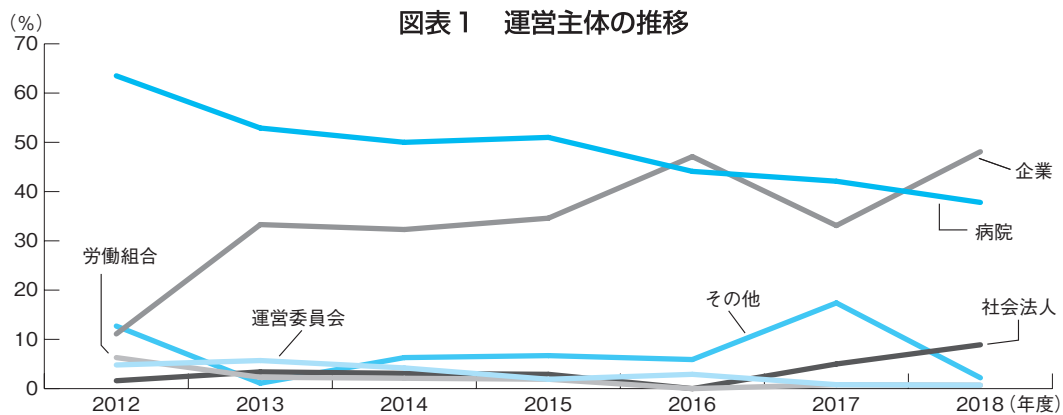
(3) 就業規則の有無

就業規則が「ある」は92.0%・128施設、「ない」は2施設のみで、「わからない」と「未回答」が9施設あった。

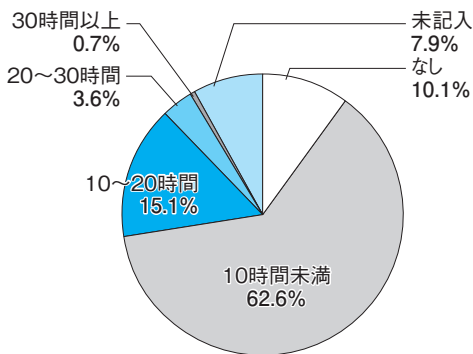
(4) 処遇について

①年休の取得状況については、「取りやすい」48.9%・68施設、「1カ月に1回」17.3%・24施設と続き、「ほとんど取れない」は6.5%・9施設だった。施設単位調査のため個人の取得状況は不明である。

②時間外労働については、「10時間未満」62.6%・87



図表3 時間外労働の状況



図表4 休憩時間の取り方

	休憩時間の取り方 (%)			合計 (%)
	児童とは別	児童と一緒に	取れない	
既定の時間分取れる	48.6	7.7	0.0	30.3
ほぼ(9割)取れる	25.7	34.6	0.0	28.0
7～8割取れる	10.8	15.4	0.0	12.1
5～6割取れる	4.1	25.0	16.7	12.9
3～4割取れる	5.4	5.8	0.0	5.3
2割以下しか取れない	1.4	5.8	33.3	4.5
未記入	4.1	5.8	50.0	6.8
合計	100.0	100.0	100.0	100.0

施設 (53.7%・65施設) が最も多く、「10～20時間未満」15.1%・21施設 (23.1%・28施設)、「なし」10.1%・14施設 (4.1%・5施設) と続いた (図表3)。8割に何らかの時間外があることが分かった。また、時間外労働に対する支払いは、「あり」が74.8%・104施設 (76.9%・93施設) だが、未記入も23.0%・32施設 (23.1%・28施設) あった。未記入32施設中、10施設には残業があり、「10時間未満」が7施設、「10～20時間」3施設だった。

③休憩時間の取り方について「児童とは別に取れ

る」53.2%で「児童と一緒に取っている」が37.4%いる。しかし、「規定の時間取れている」人は3割 (30.3%・40施設) おり、そのうち休憩時間の取り方が「児童とは別に取れる」が半数以下 (48.6%) である (図表4)。「児童と一緒に取っている」施設 (7.7%) より「児童と別」(48.6%) のほうが、既定の時間分とれていることが分かった。「児童と一緒に」は自分の休憩時間として確保されていないことと同じである。「児童と一緒に」「休憩が取れない」群を合わせると41.7%で、約4割が本来の休憩



をきちんと取れていないことがわかった。この数値は、2015年では33.3%、2016年では35.3%、2017年では38.8%、2018年では41.7%と年々増加している。

④生理休暇については、「取れない」41.7%・58施設が最も多く、「毎潮時取れる」は17.3%・24施設だった。未記入31施設を除いても、約8割が生休取得もできない状況にある。

⑤正規・非正規の健康診断については、「あり」が95%・90%、そのうち「人間ドック」が14%・8%、「ドック以外」がどちらも73%であった。業務内容を鑑みると、検査範囲や項目が多い内容にすべきではないか。

(5) 賃金について

①賃金表の有無について、「ある」61.2%・85施設、「ない」12.2%・17施設、「わからない」17.3%・24施設で、未記入は9.4%・13施設だった。「賃金表がない」または「わからない」が29.5%あった。

②初任給は、保育士では平均16万5,419円〔最高19万9,250円、最低12万5,000円／差7万4,250円〕、保育助手は平均15万2,800円〔最高18万5,000円・最低13万3,000円／差5万2,000円〕だった。時間給では、保育士平均986円〔最高1,920円、最低850円〕、保育助手は平均975円〔最高1,840円、最低800円〕だった。

③正規保育士の一時金については、48施設が回答した。回答のあった施設でみると、平均「2.58カ月＋4万1,545円」／年で、最高5.20カ月、最低で0.70カ月だった。また、非正規では平均「1.60カ月＋3万5,174円」／年で、最高3.30カ月、最低0.60カ月であった。

④手当関係については、早出、遅出、夜勤・当直、休日出勤手当について調査した。この項目は未回答が多く、参考値である。いずれも額は少額で、正規でみても1回の早出手当は平均769円〔最高2,000円、最低100円〕、遅出手当は平均575円〔最高700円、最低300円〕。

夜勤・当直手当や休日出勤手当は、正規・非正規に関わらずほぼ制度化されている。夜勤・当直手当は正規で1回平均4,412円〔最高1万1,000円、最低1,000円〕、非正規で平均2,772円〔最高8,000円、最低150円〕だった。また、休日出勤手当では正規が平均2,062円〔最高7,000円、最低300円〕、非正規で平均1,372円〔最高2,700円、最低200円〕だった。

(6) 非正規職員の公的保険（健康保険、厚生年金保険、雇用保険）加入状況

「週30時間以上」の職員で健康保険と厚生年金

は、それぞれ「ある」が87.8%・122施設であった。また、「20時間以上」の職員で雇用保険「ある」は、75.5%・105施設だった。

(7) 退職金制度

「わからない」「未記入」を除くと、「ある」66.2%、「ない」23.0%だった。

3. 保育内容

(1) 保育時間について

未回答の25施設を除いた通常の保育時間については、「8～9時間未満」は7.9%・9施設（6.2%・6施設）しかなく、「13時間以上」は7.9%・9施設（9.3%・9施設）であった。「10～11時間未満」が最も多く35.1%・40施設（32.0%・31施設）、次いで「11～12時間未満」21.1%・24施設（22.7%・22施設）、「9～10時間未満」18.4%・21施設（20.6%・20施設）、「12～13時間未満」9.6%・11施設（9.3%・9施設）と続いた。

開園時間は、「7時30分～7時59分」が最も多く50.4%・70施設、次いで「8時～8時29分」25.2%・35施設であった。閉園時間は、「18時～18時29分」26.6%・37施設、「18時30分～18時59分」18.0%・25施設、と続いた。「20時以降」も10.8%・15施設あった。同調査の経年比較をみると、8時前の開園は依然6割を超えており、閉園は昨年比に比べ19時30分以降が多くなっており、2割近くを占めた（図表5～7）。

(2) 延長保育について

延長保育については、「実施している」82.0%・114施設、「実施していない」が12.2%・17施設、「未回答」5.8%・8施設だった。

開園前の延長保育については、「未回答」が65.5%・91施設と多かったが、「30分前」20.9%・29施設、「1時間前」7.9%・11施設、「1時間30分前」2.2%・3施設、「その他」3.6%・5施設だった。閉園後の延長は、「お迎えがあるまで」が38.8%・54施設と4割近くを占めた。また、「1時間」「2時間」がそれぞれ1割強あった（図表8～9）。

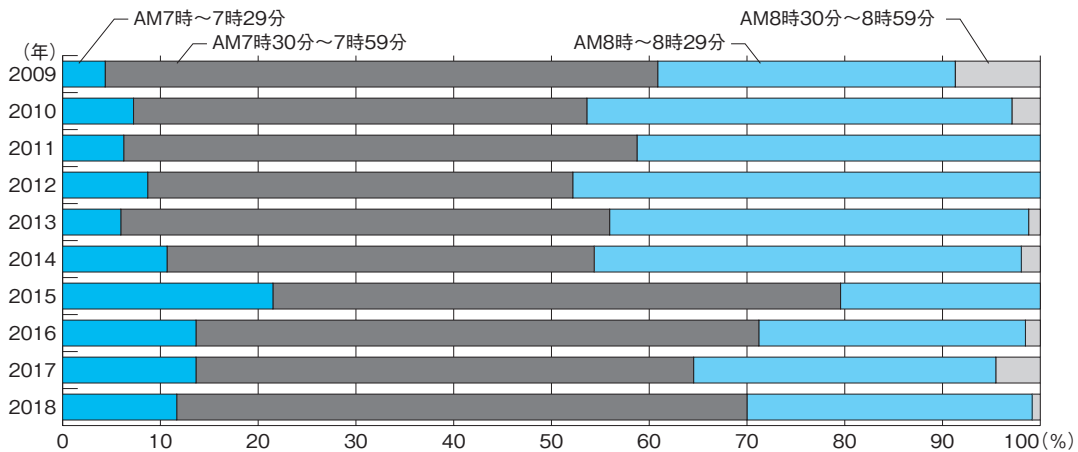
(3) 休日保育について

土曜日に「実施している」84.2%・117施設、日曜日に「実施」は55.4%・77施設、年末年始に「実施」は37.4%・52施設あった。

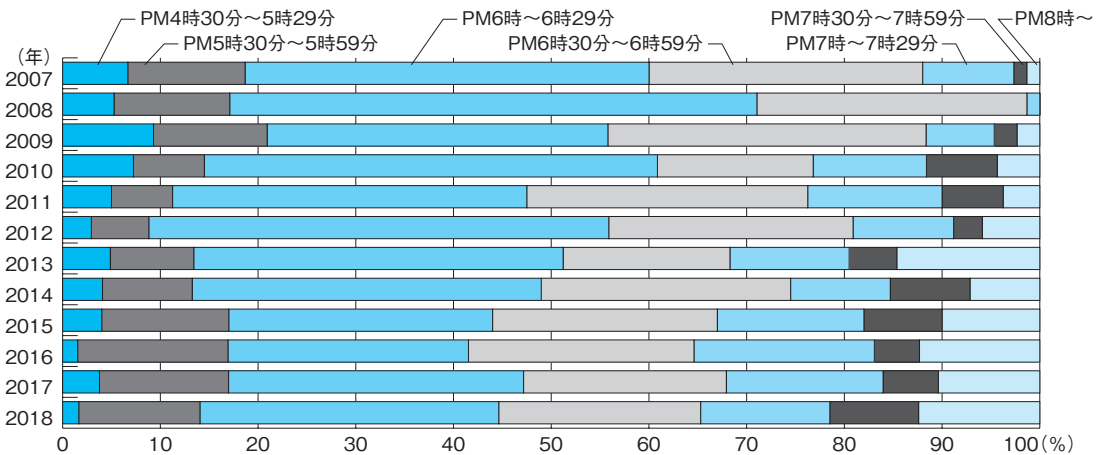
土曜保育の開園時間は、「全日」が69.8%・97施設で7割近くあり、「半日」は3.6%・5施設だった。

土曜日・日曜日・年末年始は前年度より若干増加

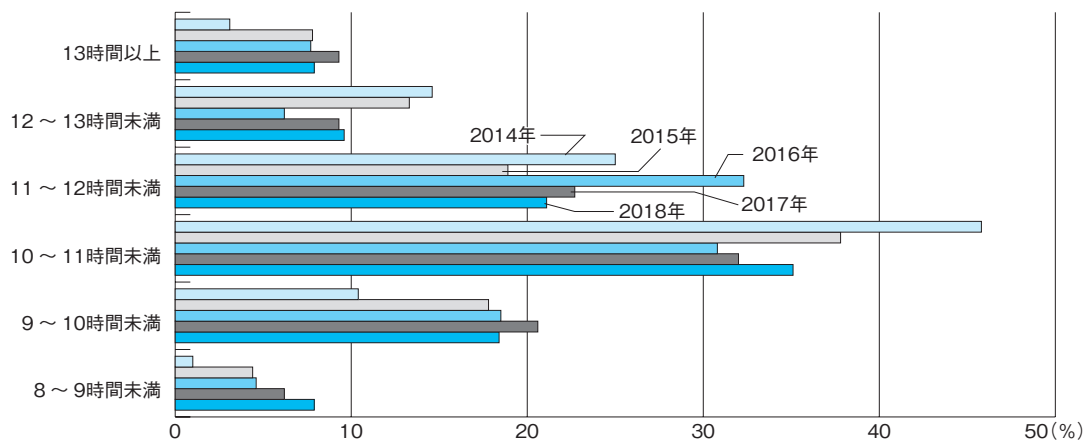
図表5 開園時間



図表6 閉園時間



図表7 保育時間の変化



しており、利用者である看護師等の働き方の影響が強いことが推測される。

(4) 夜間保育について

夜間保育「実施」は40.3%・56施設だった。

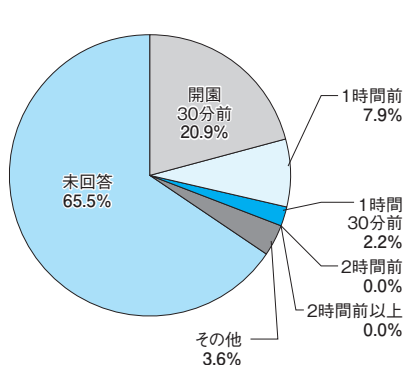
夜間保育回数は、「月4回」と「月8回」がそれぞれ16.0%・9施設で最も多く、「10回以上」は

14.3%・8施設あった。

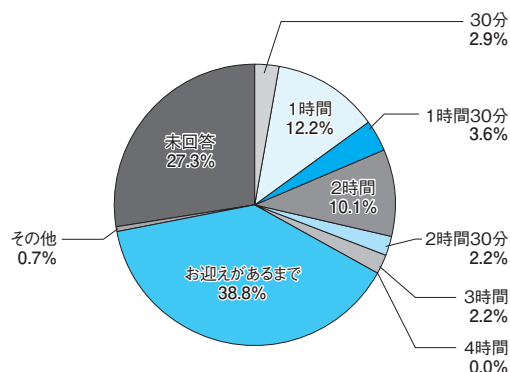
(5) 24時間保育について

24時間保育については、「実施している」29.5%・41施設だった。月の実施回数を見ると「4回」と「8回」が7施設と多く、あとはバラツキがあった。利用者の要望に合わせた運営状況が推察され、保育士

図表8 開園前の延長時間



図表9 閉園後の延長時間



図表10 毎月の保育料以外の費用

(円)

24時間保育料	8施設 / 回	延長保育料	8施設 / 回	40施設 / 時	病児保育料	5施設 / 回	1施設 / 時	夜間保育料	2施設 / 月	13施設 / 回	一時保育料	34施設 / 回	13施設 / 時
平均	1,250	平均	610	408	平均	1,930	300	平均	9,900	1,278	平均	2,051	528
最高	1,700	最高	1,400	1,080	最高	2,500	300	最高	9,900	3,000	最高	5,000	2,000
最低	600	最低	270	50	最低	650	300	最低	9,900	500	最低	500	100

の労働負担も強くなっていることが推測できる。

(6) 病児保育等について

病児保育「実施」は18.7%・26施設 (21.5%・26施設)、病後児保育「実施」は19.4%・27施設 (23.1%・28施設) でほぼ横ばいで推移している。

(7) 園児数について

定員数については15.1%・21施設が未記入だったが、回答のあった中では、「30～39人」が20.9%・29施設で最も多く、次いで「20～29人」が19.4%・27施設、「10～19人」が15.8%・22施設の順が多かった。また、「70～79人」「80～89人」「90～100人」がそれぞれ2施設、「100人以上」も1施設など大型の院内保育所もあった。園児数については18.7%・26施設 (20.7%・25施設) が未記入で、回答のあった中では「10～19人」が28.1%・39施設、次いで「30～39人」が12.2%・17施設、「20～29人」が11.5%・16施設だった。定員数と受入数をみると平均マイナス5人で、定員充足は14.4% (15.6%)、定員通り2.9% (4.4%)、定員不足64.0% (80.0%) だった。

園児の年齢は0歳児から学童まで幅広く、「受診者の子の一時預かり」まで多様な要望に沿った保育になっている。「職員の子」でみると「1歳」27.4%・903人が最も多く、次いで「2歳」22.9%・755人、「0歳」16.0%・528人と続き、「0歳～2歳」で66.3%を占めた。夜間は「2歳」「1歳」「5歳」の順が多かった。「地域の子」では、「1歳」27.6% (24.1%)

が最も多く、「2歳」20.5%、「0歳」「3歳」がともに15.7%だった。

(8) 毎月の保育料以外の費用について

定期の保育料以外には、土曜、延長、病児、病児後、夜間、24時間、受診者以外の一時預かり、短時間等、多様な設定があった。費用も、時間単位や回数単位、年齢単位で対応などさまざまであった (図表10)。

(9) 給食・おやつの実施

「給食実施」は92.8%で、「保育所内調理」は50.4%、「病院内調理」14.4%、「業者」28.1%だった。おやつ「実施」は94.2%で、「保育所内調理」が81.3%、「病院内」3.6%、「業者」9.4%だった。

(10) 気になる子へのマニュアルについて

11.5%・16施設の未記入を除いて、マニュアル「あり」は17.3%・24施設、「なし」は71.2%・99施設だった。気になる子への具体的な対応については「なし」の施設も含め、47施設から回答があり、主な対応として、「職員間での話し合い」「保護者との面談や対話」や「専門職員による巡回と相談」「自治体の専門機関と連携」などがあった。その子にとって一番良い方法を施設で対応していることがうかがえる。

(11) 研修等について

職員が受講している研修については134園からのべ237の回答があり、最も多かった主催者は「自治

体」64.9%・87施設だった。次いで「保育団体」が38.1%・51施設、「企業」25.4%・34施設、「労働組合」17.2%・23施設だった。受講に対する要望では、子どもの発達や保育内容、保育実技（手遊び、絵本、工作、食育など）、要支援・スペシャルニーズ児とのかかわり方、などについて専門的な研修を希望する回答が多くあった。

4. 保育委員会・保育連絡会

(1) 保育委員会について

委員会が「ある」は66.9%・93施設で、委員会に「労組が参加している」のは25.2%・35施設（25.6%・31施設）だった。最も多い構成では、「経営者・保護者・保育士・労働組合」だった。「その他」と回答した43施設のうち、最も多かったのは委託業者60.5%・26施設であった。

未回答を除き、保育委員会の開催は「定期」が最も多く41.0%・57施設、「不定期」21.6%・30施設、「開催していない」18.7%・26施設だった。頻度については、「年2回」が最も多く41.5%、「年1回」24.5%、「月1回」15.1%、「2カ月に1回」11.3%だった。昨年度に比べ、開催頻度が減っている。

(2) 父母会等について

父母会「あり」は54.0%・75施設、「なし」は32.4%・45施設だった。院内保育所連絡会は「わからない」「未記入」が48.2%・67施設と多く、そこを除いて「あり」は19.4%だった。また、自治体交渉についても、「わからない」「未記入」が52.5%・73施設と多かった。そこを除外しても、「交渉に参加」は7.6%・5施設、「交渉はあるが参加していない」は10.6%・7施設で、81.8%・54施設は「交渉がない」であった。経年的にみても交渉参加施設は1割に満たない状況である。

5. 制度変更による変化

(1) 診療報酬改定による変化

2016年度診療報酬改定において、看護職員の夜間勤務負担軽減策をとる施設に加点された。その項目の選択肢の1つに「夜間保育」が入り、その影響を前回調査に続いて今回も質問した。夜間保育実施は、11施設であり、未回答を除くと7.9%だった。

(2) 「子ども子育て新システム」移行について

未回答を除くと、「移行している」9.8%・8施設（4.2%・3施設）、「検討中」「様子を見て検討」

が8.5%・7施設（9.7%・7施設）、「移行しない」81.7%・67施設（86.1%・62施設）だった。

(3) 「企業主導型保育事業」の移行について

未回答を除くと「移行している」は9.1%・7施設（4施設）、「検討中」「様子を見て検討」が10.4%・8施設、「移行しない」は80.5%・62施設だった。

「新制度」「企業主導型」について、両方とも未回答を除くと「両方とも移行予定なし」は61.5%、「どちらか一方でも検討中または検討したい」は19.2%となった。「移行しない」理由は、「病院職員の子ども優先のため」「現状の保育を守るため」「待機児童がいないため市での取り組みがない」などの記載があった（参考：図表11）。

(4) 新制度・企業主導型保育事業による保育内容の変化

移行した8施設の中では、どちらとも6施設が「病児保育」「夜間保育」「延長保育」「一時預かり保育」のいずれかが追加されたと答えた。

(5) 待機児童問題による影響

29.5%・41施設が未回答だった。未回答を除くと、「影響あり」は33.7%・33施設だった。「影響あり」についての記載では、「認可保育園入園までの一時預かりにより園児数が安定しない」「認可園に入らず、院内保育所に定員以上の申請があり、希望日の復職が困難になっている」などが目立った。

6. 保育所運営費について

(1) 補助金の活用について

何らかの補助金を受けている施設は41.0%・57施設で、そのうち最も多い補助金は、医療介護総合確保基金で24.5%・34施設あった。

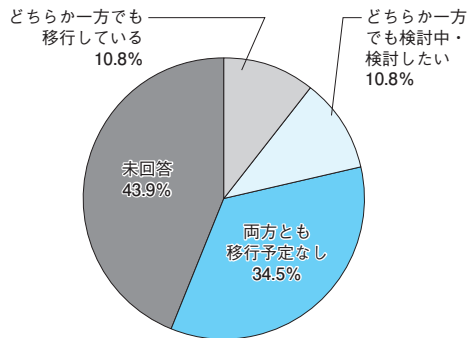
(2) 厚労省院内保育所補助について

院内保育所補助申請は「していない」が最も多く20.1%、次いで「B型」10.1%、「A型」7.2%、「特A型」2.9%、「特B型」2.2%だった。「24時間保育補助」の申請「あり」は6.5%・9施設、「休日保育補助」申請「あり」は7.2%・10施設だった。一方、「病児保育補助」申請「あり」は0.7%・1施設のみ、「児童保育補助」申請「あり」は2.2%・3施設、「緊急一時保育補助」申請はゼロだった。

(3) 自治体からの補助

「県の補助」は「あり」が11.5%・16施設で平均額2,562,417円〔最高6,000,000円、最低282,000円〕、「市町村補助」は「あり」が13.7%・19施設で平均

図表11 新制度・企業主導型保育事業について



額7,516,817円〔最高20,000,000円、最低6,000円〕だった。

(4) その他からの補助

その他からの補助は、「こども未来財団」から「あり」が2.1%・1施設だった。

(5) 病院の運営費負担について

病院の負担については、回答記入が36.0%・50施設だった。負担の平均額は22,328,674円〔最高77,650,000円、最低162,744円〕と大きな差があった。

Ⅲ. 結果の特徴と今後の課題

1. 長時間労働が常態化

通常の保育時間は、7割以上の施設が「10時間以上」と答え、うち12時間以上が2割近くになった。経年変化をみても開園時間はより早く、閉園時間はより遅くなっており、保育時間前後の準備や後片づけなども含めると総じて労働時間が長くなっていることは明らかである。延長保育は早朝6時半からお迎えが来るまでと長く、特に閉園時間後の延長保育は「お迎えがあるまで」が約4割を占めている。保護者である医療・福祉労働者の長時間労働の影響を受けて、保育時間も長時間化している。

さらに土曜日が8割強、日曜日が5割強、年末年始も約4割が保育を行っている。夜間保育は4割、24時間保育も約3割で実施、病児・病後児保育も行われ、医療・福祉労働者がフルに働けるために、保育士はじめ保育所職員、ひいては子どもたちに大きな負担がかかっていることがわかる。

一方、時間外労働をみると、8割強が何らかの時間外を行っているものの、「10時間未満」が62.6%とさほど多い印象はない。しかし、これだけ多い開園日と長時間開園になっていることを考えると、施

設調査であることや、「残業」としての扱いが周知されているのか疑問も残るため、今後の調査課題としたい。今回、36協定の設問を行ったが、68%が「36協定を知っている」にもかかわらず、時間外労働の「支払いあり」は74.8%にとどまっている。いずれにしても、この長時間労働の常態化は医療・福祉労働者の働き方が起点であり、人手不足を互いの犠牲で補うやり方には終止符を打たねばならない。保護者や院内保育所職員の働き方は、子どもたちの「育ち」や親子関係にも大きな影響を与えかねない。労働者に働き続けてもらうためには、必要人員の確保と長時間労働の規制が必要である。

2. 処遇改善から取り残されている

「保育園落ちた、日本死ね」のブログから、日本の待機児童問題が社会化し、政府は「子ども子育て新システム」や「企業主導型保育事業」を打ち出したが、未だ問題は解決の見通しが立っていない。保育士の争奪戦が始まり、各自治体で処遇改善も打ち出されている。しかし、院内保育所は処遇改善からほど遠いところにある。認可園に入れず院内保育所の定員が膨らんだり、職員の子の入園確保のために年度の前で定員が大きく違ったりなど、待機児童問題に大きく影響を受けているにもかかわらず、多くが認可外のために補助金が少なく、職員の処遇改善がはかられていない。

処遇の悪さの最も大きな要因の1つは、委託化である。院内保育所の設置主体は83.5%が「病院」であるが、運営主体は「病院」が36.7%、「企業」が46.0%である。2012年度には63%だった病院運営は年々企業委託へと進み、最近では最初から委託での保育所設置がされるようになってきた。病院等からすれば運営に伴う煩雑な業務からの解放と、経済的負担が軽減する「メリット」で選択しやすい状況にある。しかし当然、保育労働者の賃金や処遇は直営より低下する。夜勤・交替制労働者確保策として活用し、病院都合に合わせた長時間・休日・夜間・病児病後児など多様な保育を担う職場を切り捨てて良いわけがない。安全・安心に働くために健康診断の内容の充実も必要である。処遇改善の責務は経営者にも、待機児童対策として結果的に活用している国・自治体にもある。また、同じ職場の仲間の処遇改善として労働組合の奮闘も求められている。

図表12 2018年初任給調査

(円)

2018 正規	院内保育所調査			賃金労働条件 実態調査	H30賃金構造基本統計調査					
	保育士(59)	保育助手(3)	栄養士・ 調理師(7)		保育士(43)	保育士 (女性)	幼稚園教諭 (女性)	調理師 (女性)	栄養士 (女性)	看護師 (女性)
初任給										
平均	165,419	152,800	168,021	169,100	193,500	196,100	192,300	193,200	238,400	
最高	199,250	185,000	180,000	196,560						
最低	125,000	133,000	159,000	137,200						

() 内は施設数

3. 専門職としての処遇改善が急務

院内保育の大きな特徴のひとつは、0歳児から学童までという園児の年齢層の幅広さと、「0歳～2歳」が約7割を締める低年齢児の多さである。厚労省の保育施設の現況調査（2018年3月／「0歳～2歳」認可園で42%、認可外で59%）と比較しても、院内保育所68%と2歳までの多さが際立っている。多様な発達段階にある多数の園児を保育する高い専門性が求められているにもかかわらず、長時間労働の常態化とともに低賃金とそれに伴う人員不足が顕著である。

厚労省賃金構造基本統計調査（平成30年）で平均所定内賃金をみると、看護師は238,400円、保育士193,500円、幼稚園教諭196,100円であるが、今回の院内保育の調査では165,419円で、同じ資格を持つ保育士と比較しても28,000円低かった（図表12）。日本医労連が実施した「2019年春闘 働くみんなの要求アンケート」で、院内保育士を含む保育士396人の回答では、生活実感として「かなり苦しい・やや苦しい」が約6割だった。また、同調査での「賃金の不足額」は5万円との回答が約3割を占めた。低賃金の背景に非正規職員の多さがある。今や職場の約半数が非正規で、その勤続年数は「1年未満」が20.0%、3年未満までが約4割・40.6%になっている。常勤職員で確保できない経営基盤であること、安全のために職員をプラス配置することによって平均賃金が低下する状況を生んでいる。

また、人員不足により年休取得もままならず、休憩時間についても園児と「一緒に取っている」が約3割と、休憩もきちんと取れていない状況にある。気になる子へのマニュアル「あり」は24施設で、気になる子への具体的な対応については47施設から回答があったが、多くはマニュアルがないもとの対応せざるを得ない状況にある。乳児・障がい児・発達

障害などについて専門的な研修への要望も高いが、人員不足のため参加できる状況にない。専門職としての教育・研修の保障はもちろん、賃金・労働条件改善は園児の安全性や保育の充実からみても急務である。保育委員会の定期開催とあわせて、労働組合がきちんと関わることによって、保育所職員の働き方や保育の質の向上につながるのではないだろうか。

4. 国・自治体に制度改善させる

2016年4月の診療報酬改定で「看護職員夜勤配置加算」を取得するための要件として「夜勤時間帯を含む院内保育所を設置している」ことが選択肢に入ったことで、40.3%・56施設が夜間保育を実施している。今年度も11施設が夜間保育を実施している。制度・政策の変化によって、保育内容の変更や保育士の働き方が変わってくる。

今回、新たに、認可保育園との差を設問した。未回答16.5%・23施設を除き、「差を感じる」が57.6%・80施設であった。なかでも、未回答を含め、園から受けられる制度や手当の違いに差を感じるが95%と圧倒的に多かった。国の確保基金は、事業所内保育事業（新制度）、企業主導型保育事業の補助金の5分の1から6分の1でしかない。補助金の額によっても、施設運営に差が出てくる。

政府の医療・介護・福祉政策は、増員せずに業務や資格の枠を規制緩和する「合理化」である。それぞれの専門性の否定につながる政策が進められている時だからこそ、保育の充実を国・自治体に求め、制度を改善させなければならない。そのためにも仲間を増やして、保育士自らが運動に参加すると同時に、同じ攻撃をかけられている医療・介護・福祉労働者全体と連帯して、社会保障充実の取り組みを強化する必要がある。

多様化する保育のなかにおける 院内保育所

—2018年度院内保育所実態調査の結果から—



にしむら みほ
西村 実穂

東京未来大学こども心理学部
講師

近年、保育制度の改正や保育形態の多様化、保育の需要の増大など保育を取り巻く状況が大きく変化しており、長時間保育や休日の保育は院内保育所だけの問題ではなくなってきた。しかし、そのなかでも院内保育所ならではの課題はある。本稿では、2018年度院内保育所実態調査の結果をふまえて、院内保育所の課題について言及したい。

保育時間の長時間化

共働き世帯の増加や働き方改革を受けての多様な働き方が一般化してきたことから、認可保育所においても保育時間が長時間化している。厚生労働省（2018）平成29年社会福祉施設等調査（<<https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/23-22.html>>, 最終閲覧日2019年9月8日）によれば、認可保育所における保育時間は、9～10時間が1.4%、10～11時間が31.8%、11～12時間が最多で53.2%、12時間以上は13.0%となっている。一方、今回の調査では、院内保育所の開所時間は9～10時間が18.4%、10～11時間が35.8%、11～12時間が最多で21.1%、12時間以上は17.5%（12～13時間、13時間以上の園の合計）となっている。

子ども子育て支援新制度では、保育時間が保育短時間（上限8時間、短時間の勤務を想定）と保育標

準時間（上限11時間、フルタイム勤務を想定）に分けられた。認可保育所では、この保育標準時間に合わせて11～12時間の保育時間になっている園が多いと考えられる。

一方、院内保育所の利用者のなかには時短勤務、非常勤の医療従事者がいること、職場から保育所までが近く送迎時間が短いこと、利用者の勤務時間に合わせての開所をしていることから開所時間が10～11時間の範囲に収まる園が多かったと考えられる。しかし、12時間以上の長時間保育をしている園の割合は認可保育所よりも院内保育所の方が多い。院内保育所では超長時間の開所をしているか、医療従事者の勤務時間にきっちり合わせて開所時間を決めているかの二極化が起っていると考えられる。長時間保育をしていることがよいかといえば、そうとは限らず、保育所の開所時間が決まっているからこそ、保護者が規定の勤務時間内に勤務を終えて保育所に子どもを迎えに来られるという労働者側のメリットもある。

上記のように、認可保育所においても長時間保育があたりまえになっていることを鑑みると、院内保育所ばかりが長時間保育を実施しているわけではないことがわかる。しかし、着目したいのが延長保育の時間である。8割以上の園で延長保育が行われ、延長時間は「お迎えがあるまで」と不確定な院内保育所が4割を超えていた。医療従事者の場合、一度手術や処置に入ると、途中で業務を終えて帰ることはできない。そうした状況は理解できるものの、いつ迎えに来るかわからない保護者を待つのは、子どもにとっても保育者にとっても負担が大きいことは想像に難くない。

院内保育所の業務の特徴と保育士の業務負担

院内・認可問わず、保育所では、休憩時間中に記

録や保育の準備を行うことや、午睡中の子どもの様子を見ながら休憩を取ることが常態化している。今回の調査では、子どもと一緒に休憩を取っている保育所やそもそも休憩が取れないと回答した院内保育所が約4割あった。愛知県内の認可保育所を対象とした愛知県保育労働実態調査（あいち保育労働実態調査プロジェクト、2018）から、認可保育所の状況を見ると、休憩中に何らかの仕事をしていた人は約8割であった。対象や質問の仕方が異なるため、単純な比較はできないものの、院内保育所も認可保育所も同様に、休憩が十分に取れないまま仕事をしている者が多いことは明らかであり、改善が急務であるといえる。

さらに、院内保育所の場合に考慮すべきは、休憩が取れない状況に加えて、夜間や休日の勤務という負担もある点である。調査結果から、日曜日に休日保育をしている園は55.4%、夜間保育を実施している園が40.3%あることがわかる。夜間保育の回数を見ると、月10回以上の夜間保育を行っている園も14.3%ある。院内保育所は規模が小さいため、職員数も少ない。院内保育所における正規職員の割合は6割程度であり、夜間保育や休日保育を行うのは正規職員であるという園も多いことから、一部の職員に夜間や休日の勤務という負担が集中すると推測される。

子ども・子育て支援新制度の保育への影響

2015年4月にスタートした子ども子育て支援新制度により、地域型保育給付の制度が創設され、小規模保育事業、事業所内保育事業、企業主導型保育事業などの事業が開始された。調査の結果からも、新システム・企業主導型保育事業に移行した院内保育所が1割程度と、少数ながらもあることがわかる。一方で、依然として、この事業の枠組みに入らずに以前と同様の保育を続けている院内保育所も多い。

この背景には、新システムへの移行により、院内保育所のメリットが失われてしまうことへの危惧がある。新システムに移行し、十分な給付を受けることができ、安定した雇用環境のなかで保育をしている保育所もある。しかし、地域型保育事業に移行した院内保育所のなかには、地域枠の子どもを受け入れたために、病院職員の子どもを受け入れられなく

なってしまったケースがある。また、新システムの枠組みに合わせると、夜間保育や休日保育、二重保育など、院内保育所がこれまで行ってきた職員の勤務実態に合わせた柔軟な保育ができなくなる可能性がある。新システムへの移行については、保育所設置地域の待機児の状況や、これまでに実施していた保育が継続できるのかをポイントに慎重に検討すべきである。

●保育所保育指針改訂を受けて

2018年に改訂された保育所保育指針では「低年齢児の保育の充実」「災害への備え」「職員の専門性の向上」などについての方針が明示された。なかでも院内保育所に大きくかかわる「災害への備え」に焦点を当てたい。

●災害への備え

近年、災害が頻発していることを受けて、保育の場における災害への備えが一層求められるようになった。調査の結果をみても、9割以上の園で、避難訓練を実施し、災害への何らかの対応をとっている様子がうかがえる。

では、実際に災害が発生した場合に院内保育所はどのように対応するのだろうか。2018年に発生した北海道地震の際には、認可保育所の半数が休園となったなかで、院内保育所は9割以上が開所していた（西村実穂（2019）北海道地震発生後の院内保育所の対応と開所状況、日本乳幼児教育学会第29回大会発表抄録集、（印刷中））。院内保育所の利用者である医療従事者の多くは災害発生時に参集義務があり、災害が起こったからこそ仕事に行く必要が生じる。しかし、医療従事者の勤務を支える保育所であるという役割から、院内保育所は開所の可能性が高い。開所の際には、どこで保育を行うのか、どの範囲（預かる年齢、医師や看護師優先など誰の子どもを預かるのか、卒園児のみ対象とするか）など災害発生当日には判断がつきにくい場合がある。院内保育所は、災害時の病院の事業継続において重要な役割を果たす。院内保育所では、災害発生時に子どもを安全に避難させる以外に、保育を継続することが求められる可能性が高い。院内保育所の災害時の対応について、病院と相談してあらかじめ方針を定めておく必要がある。